

警察職員の賞じゅつ金等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第9号

警察職員の賞じゅつ金等に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の賞じゅつ金等に関する規則（昭和43年岩手県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(殉職者特別賞じゅつ金) 第4条 前2条の規定にかかわらず、職員が上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、 <u>危害を加えられる</u> ことが予断できるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害を受けた結果死亡し、特に功労があったと認められるときは、3,000万円以下の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。ただし、職務遂行の危険性が極めて高く、かつ、その行為が積極果敢で一般の模範と認められる場合にあつては、その額の2倍に相当する額とすることができる。 2 [略]	(殉職者特別賞じゅつ金) 第4条 前2条の規定にかかわらず、職員が上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、 <u>危害を加えられる</u> 、 <u>又は災害を被る</u> ことが予断できるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害 <u>又は災害</u> を受けた結果死亡し、特に功労があったと認められるときは、3,000万円以下の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。ただし、職務遂行の危険性が極めて高く、かつ、その行為が積極果敢で一般の模範と認められる場合にあつては、その額の2倍に相当する額とすることができる。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の賞じゅつ金等に関する規則第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた事案に係る殉職者特別賞じゅつ金について適用する。